

文庫小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月31日

(令和6年3月29日改定)

横浜市立文庫小学校

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策基本法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 横浜市基本方針（いじめ防止等に向けての基本理念）

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来に向けて最も大切なことある。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。お互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

(3) いじめ防止等に向けた文庫小学校基本理念

- ① 未然防止【いじめの起こらない風土づくり】
規範意識の育成、学力保証、自己有用感の育成、適切な人間関係の確立
- ② 早期発見・早期対応【いじめの兆候を見逃さない、見過ごさない】
アンケートや教育相談等の充実、教職員の資質向上、的確な対応のための体制の確立
- ③ 適切な処置・措置【いじめを根絶する】
「学校いじめ防止対策委員会」の月1回以上の開催
被害児童・保護者への支援、加害児童・保護者への指導・支援、警察等関係機関との連携
- ④ 取組の検証【いじめ対応の振り返り】
いじめ防止に関わる年間計画の作成・実施・検証・修正、校内研修の企画・運営

(4) 「文庫小学校いじめ防止基本方針」策定のねらい

保護者・地域・関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、児童がいじめを受けていると思われるときは、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開き、適切かつ迅速、組織的に対応することを目的とする。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置及び組織的な取組

(1) 「学校いじめ防止対策委員会」の構成

校長、副校長、主幹教諭、各学年主任、教務主任、児童支援専任、養護教諭（運営委員会メンバー）＋（いじめが発生した学級担任）、必要に応じて、心理や福祉等の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）の参加を求める。

(2) 「学校いじめ防止対策委員会」の運営

- ① 常設とし、月一回以上定期的に開催する。
- ② いじめの疑いがあった段階で、直ちに開催する。
- ③ 学校長のリーダーシップのもと、学校として組織的に対策方針を決定する。
- ④ 「学校いじめ防止対策委員会」の会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 「学校いじめ防止対策委員会」の役割

◎ いじめ事案に対して、全職員による組織的な取り組みを行うために、以下のことをする。

- ① 対応の方針を決定する。
- ② 児童への対応、調査、報告等の役割分担をする。
- ③ 情報収集や記録、情報の共有化を行う。
- ④ 必要に応じて関係機関との連携を進める。

＜他機関との連携＞金沢警察署、南部児童相談所、金沢区役所福祉保健センター、南部療育センター、近隣校、金沢中学校、南部学校教育事務所

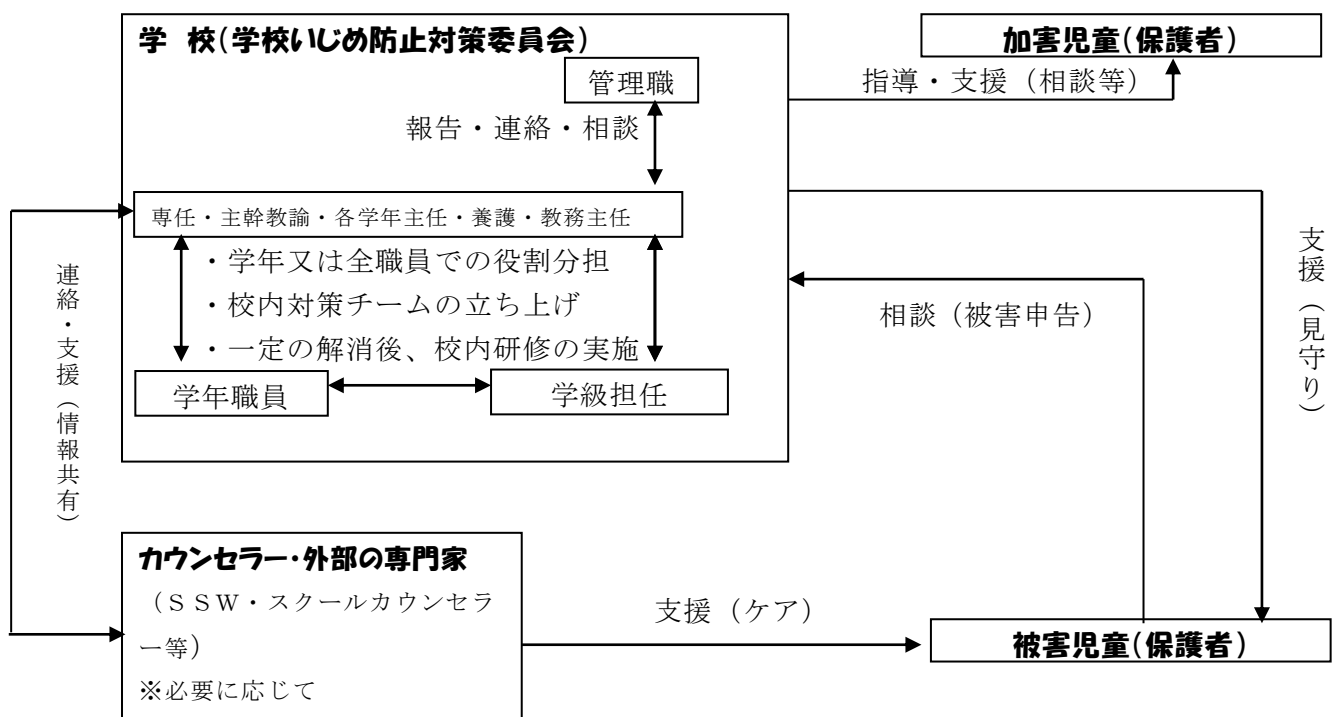
⑤いじめ防止のための年間計画を作成し、実施する。

(4) 年間計画

月	取組内容	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ ・ いじめの定義、児童指導・児童理解研修 ・ 社会的スキル横浜プログラム活用研修 ・ 「文庫小学校のやくそく」理解研修 ・ 生活アンケート実施 	入学式、学校説明会、学年集会 学校いじめ防止対策委員会 学級懇談会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童理解研修 ・ 人権会議実施 ・ 生活アンケート実施 ・ 記名式いじめアンケート ・ いじめ点検 	家庭訪問 学校いじめ防止対策委員会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ YPアセスメント実施① ・ 社会的スキル横浜プログラム活用研修 ・ 生活アンケート実施 ・ 人権会議実施 ・ 4～6年携帯・スマホの安全な使い方の授業 	学級懇談会 金沢中学校ブロック学校家庭地域連携事業推進協議会 学校いじめ防止対策委員会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導研修 ・ 人権会議実施、あいさつ運動実施 ・ 非行防止教室実施 ・ 横浜子ども会議 ・ 生活アンケート実施 	金沢中学校ブロック地区懇談会 保護者面談 学校いじめ防止対策委員会
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童支援専任教諭夏季研修に基づく校内いじめ研修 	学校いじめ防止対策委員会

9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権研修① ・ 生活アンケート実施 ・ 人権会議実施 	学校いじめ防止対策委員会 学校運営報告会① 授業参観
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活アンケート実施 ・ Y P アセスメント実施② ・ 社会的スキル横浜プログラム活用研修 ・ 人権会議実施 	学校いじめ防止対策委員会
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権研修② ・ 生活アンケート実施 ・ 人権会議実施 	学校いじめ防止対策委員会
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権週間、いじめ防止月間の取組 ・ いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート） ・ 生活アンケート実施 ・ 人権会議実施 	保護者面談 学校いじめ防止対策委員会
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活アンケート実施 ・ 人権会議実施 	学校いじめ防止対策委員会
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ Y P アセスメント実施③ ・ 社会的スキル横浜プログラム活用研修 ・ 生活アンケート実施 ・ 人権会議実施 	学級懇談会 学校いじめ防止対策委員会 新入生保護者説明会 学校運営報告会②
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活アンケート実施 ・ 人権会議実施 ・ 年間の振り返り、新年度の引き継ぎ 	学校いじめ防止対策委員会
年間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝会での指導 ・ 社会的スキル横浜プログラム実施 	学校いじめ防止対策委員会（随時）

(5) 対応図



3 「学校いじめ防止対策委員会」によるいじめ防止および早期発見早期対応のための取組

(1) いじめ未然防止への取組

○ どの子ども安心して、自分の力を発揮できる集団を育てる

- ・ 「文庫小学校のやくそく」(スタンダード)に基づいた指導により、規範意識を高める。
- ・ 「文庫小学校のやくそく」を各家庭に配付し、家庭と連携した指導を行う。
- ・ 「あいさつする子」「きまりを守る子」を育てるための生活目標を設定し、他を思いやって生活できる子を育てる。
- ・ Y-P アセスメントや「生活アンケート」「記名式いじめアンケート」の月1回の実施を通して、児童の実態を正確に把握し、気になる児童には教育相談を実施する。よりよい集団を育てるためのプログラムを設定する。

○ 「分かる授業」で、どの子ども学ぶ楽しさを実感できるようにする

- ・ 落ち着いて学習に集中できるよう、教室環境を整える。
- ・ 指示・発問や板書の工夫をし、安心して参加できる授業を創る。
- ・ 児童自身が達成感を味わい、自分の成長に気付くことができるような活動を行う。

○ 自己有用感をもち、友達とよりよく関わろうとする子を育てる

- ・ 児童会活動、委員会・クラブ活動、学級活動などで個々のよさを発揮できる場を設定し、自己有用感を育てる。
- ・ 「なかよしタイム」の異学年交流を通して、相手のことを考えて行動できる力を育てる。
- ・ 友達のよさを認め、共に活動する楽しさを味わうことができるような活動の場を保証する。

○ 研修・研究の充実

- ・ 校内研修・校内研究、金沢中ブロック研修会、区・市の研究会を通し、児童が分かる授業の方法や、自己有用感・人権感覚を育てる方法を研究する。

(2) いじめの早期発見

いじめの疑いがあるときは、学級担任や一部の教職員で抱えることなく、必ず「学校いじめ防止対策委員会」が中核となって判断や対応を行う。

○ 生活アンケートの実施

- ・ 教師の見えないところでのいじめを発見するために有効と考え、月1回実施する。担任だけでなく、学級に関わる複数の職員で結果を検討する。気になることがある場合は、教育相談を実施する。打ち合わせ等で全職員に発信し、情報交換を行う。

○ 児童の小さな変化に気付く

- ・ 朝の会、授業中、清掃中、帰りの会などで、児童一人ひとりの表情を見て、いつもと違う様子に気付くことができる教師の目を育てる。クラス全員の児童に一日一回は声をかける。
- ・ 養護教諭との情報交換をする。けがや体、心の不調等を養護教諭に聞く。
- ・ 保護者に家庭での様子を聞く。持ち物の様子やいつもと違った言動はないか等を聞き、指導に役立てる。

○ インターネットを通じたいじめへの対処および情報モラル教育の推進

- ・ 携帯・スマホ教室、リーフレット等の資料を活用した啓発活動を実施する。

(3) いじめに対する措置

○ 初期対応

- ・ 「学校いじめ防止対策委員会」を直ちに開き、事実把握と指導の方針等を検討する。
- ・ 役割分担を明確にする。(情報収集、記録、保護者対応等)
- ・ 二次的なトラブルを防止するための対応を徹底する。

- 1) 被害児童からの丁寧な聞き取りと心のケア。
- 2) 被害児童の意向を生かした正確な実態把握と加害児童への聞き取り及び指導。
- 3) 被害児童の保護者への説明及び意向の確認と支援。
- 4) 被害児童の保護者の意向を生かした加害児童の保護者への説明及び指導と支援の依頼。

○ 中・長期的な対応

- ・ 複数の目による定期的な状態チェック(アンケートの活用)、報告会、全体研修会の実施。
- ・ **5W1H(いつ、どこで、誰が、何を、どのように)を記録、報告、情報共有の継続。**
- ・ 児童が気軽に相談できる機会の設定、窓口づくり。
- ・ いじめを許さない児童間の風土づくり。

(4) いじめの解消

- いじめ解消の要件は、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。定例の「学校いじめ防止対策委員会」で確認をする。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。
- ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 教職員等への研修

年度初めに、学校いじめ防止基本方針に関する研修を行い、全職員がいじめを許さないとした毅然とした態度を身に付けられるようにする。

- ・ 児童理解研修の推進
- ・ いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実(教職員向け「スタンダード」の活用)
- ・ 計画的な研修の実施

(6) 学校運営報告会等の活用

いじめを防止する、いじめは許さないという思いを、地域保護者とともに考えるとともに、学校いじめ防止基本方針をよりよく改善するため、また、いじめ問題などを地域、保護者等と共有して対応するために、学校運営報告会等を活用する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号にある「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、
 - ・ 児童が自殺を企画した場合、
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合、
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合、
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合、を指す。

- いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号にある「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、日数だけでなく、状況や状態等、個々のケースは十分把握する。

(2) 重大事態の報告

- 重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに横浜市教育委員会南部学校教育事務所に報告する。

(3) 重大事態の調査・報告

「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点に置いた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

(4) 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- 必要があると認められる際には、「文庫小学校いじめ防止基本方針」を改訂し、改めて公表する。